

平成30年11月18日執行

市名を丹波篠山市に変更することについての
賛否を問う住民投票

告 示 日 平成30年11月11日
投 票 日 平成30年11月18日

【市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票】

市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票

1. 主な事務日程表

月日(曜日)	事業名	備考	時間
平成30年 8月9日(木)	住民投票実施請求の代表者証明書交付申請		
8月9日(木)	住民投票実施請求の代表者証明書交付・告示		
8月9日(木)～ 9月9日(日)	署名収集期間	代表者証明書交付に係る告示のあった日から1箇月以内	
9月14日(金)	住民投票の請求に係る署名簿受領	収集期間満了の日から5日を経過する日までに選挙管理委員会へ提出	
9月15日(土)～ 9月27日(木)	署名簿審査期間	提出があった日から20日以内に署名の審査	
9月27日(木)	署名の総数及び有効署名数を告示	選挙管理委員会で決定	
9月28日(金)～ 10月4日(木)	署名簿の縦覧	告示した日から7日間の縦覧期間	
10月5日(金)	住民投票実施請求者名簿証明書の交付	請求者は証明書の交付を受けた日から5日以内に請求書等を市長に提出。	
10月5日(金)	住民投票の請求(請求者より市長へ請求書等提出)		
10月5日(金)	住民投票の実施の決定(市長より通知を受領)	通知があった日から90日を超えない日の範囲内で住民投票の期日を定める。	
10月9日(火)	住民投票期日決定(11月18日執行)	選挙管理委員会で決定	
11月1日(木)	支所選挙事務打合せ	第2庁舎 302会議室	18:00～
11月1日(木)	投票資格者名簿調製		
11月2日(金)	投票所入場券打ち出し		
11月5日(月) ～9日(金)	投票所入場券封入作業		
11月5日(月)	指定施設における不在者投票事務打合せ	第2庁舎 2-301・302会議室	13:30～
11月6日(火)	投票管理者職務代理者説明会	第2庁舎 2-301・302会議室	9:00～
11月10日(土)	選挙管理委員会(投票資格者名簿登録)	本庁舎3階 301会議室	9:30～
11月11日(日)	告示日		
	投票所入場券発送		
11月12日(月)	期日前投票・不在者投票開始	本庁・各支所・篠山口駅	
11月15日(木)	明推協による住民投票啓発活動	バザールタウン篠山 ザ・ビッグ篠山店	
	明推協だより(第25号)の発行		
11月16日(金) ～17日(土)	投票所設営	市内53箇所	
11月17日(土)	開票所設営	篠山市立篠山中学校体育館	
11月18日(日)	投票日		
	当日投票資格者数確定	選挙管理委員会で決定	9:30～
	開票打合せ・リハーサル	篠山市立篠山中学校体育館	19:15～
	開票	篠山市立篠山中学校体育館	21:10～
11月19日(月)	住民投票の結果を告示及び市長報告(通知)		

【市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票】

2. 投票の方法

【篠山市住民投票条例(平成25年篠山市条例第32号)抜粋】

(投票の方法)

第16条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票用紙の賛成欄又は反対欄から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3. 投票資格者名簿

区 分	男	女	計
投票資格者名簿登録時登録者数	101	99	200
投票資格者名簿登録時抹消者数	142	103	245
補正登録者数	0	0	0
投票資格者名簿登録者数	16,798	18,483	35,281
当日有権者数	16,648	18,357	35,005

選挙時登録基準日 平成30年11月10日

選挙人名簿登録日 平成30年11月10日

4. 投票

(1) 投票者数及び投票率

	当日投票資格者数(人)			投票者数(人)			棄権者数(人)			投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
篠山市	16,648	18,357	35,005	11,395	13,035	24,430	5,253	5,322	10,575	68.45	71.01	69.79

(2) 時間別投票状況

	男	女	計	投票率
9時	519	292	811	2.32%
11時	2,429	2,078	4,507	12.88%
13時	3,944	3,784	7,728	22.08%
15時	4,891	4,767	9,658	27.59%
17時	5,577	5,573	11,150	31.85%
18時	6,002	6,030	12,032	34.37%
19時	6,379	6,439	12,818	36.62%
確定	11,395	13,035	24,430	69.79%

【市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票】

(4) 仮投票

総数	事由による内訳		受理、不受理による内訳	
	投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議のある場合	受理したもの	受理しなかったもの
0	0	0	0	0

(5) 点字投票

総数	内 訳	
	有 効	無 効
1	1	0

(6) 代理投票

投票日当日投票所における代理投票	期日前投票所における代理投票	不在者投票所における代理投票	合 計
11	18	42	71

(7) 期日前投票及び不在者投票

① 事由別投票者数

事由別	法第48条の2					法第49条			合 計
	第1項 第1号	第1項 第2号	第1項 第3号	第1項 第5号	第1項 第6号	第2項	内第3項 該当者	第4項	
期日前投票をした者	6,760	3,417	283	8	11	/	/	/	10,479
不在者投票をした者	0	0	295	0	0	5	2	0	300

【市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票】

②不在者投票用紙の請求、交付

投票用紙等の請求				交 付				
直 接		郵便等	合 計	直 接	郵送等	計	交付を拒絶した者	合 計
本人	代理人							
3	232	78	313	206	107	313	0	313
(3)		(2)	(5)		(5)	(5)	(0)	(5)

※()は、法第49条第2項(郵便等投票)該当者について内書

③不在者投票の受理、不受理

投票管理者において受理と決定し、かつ拒否の決定をしなかったもの(A)	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合 計 (A+B)
	開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計(B)	
300	0	0	0	300

④不在者投票管理者別不在者投票数

投票資格者の属する市区町の選管委員長に対してなしたもの	投票資格者が所在・居住する地の市町村選管委員長に対してなしたもの	船長に対してなしたものの	病院院長、老人ホームの長、国立保養所長、援護施設又は保護施設の長に対してなしたものの	刑事施設の長、警察拘留場の留置業務管理者に対してなしたものの	少年院の長又は婦人補導院の長に対してなしたものの	特定国外派遣組織の長に対してなしたものの	合計
0	0	0	295	0	0	0	295

※法第49条第2項(郵便等投票)該当者を除く

【市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票】

⑤期日前投票・不在者投票の状況

日付	投票所	期日前投票															不在者投票					期日前 不在者 累計	
		8:30～17:00			17:00～20:00			18:00～20:00			日計			累計			18歳 未満	施設 投票	郵便 投票	遠隔 地投票	日計		累計
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計							
11/12 月	本庁	66	57	123	27	19	46				93	76	169	93	76	169		16			16	16	185
	城東支所	14	37	51							14	37	51	14	37	51	0				0	0	51
	多紀支所	9	14	23							9	14	23	9	14	23	0				0	0	23
	西紀支所	22	23	45							22	23	45	22	23	45	0				0	0	45
	丹南支所	38	41	79							38	41	79	38	41	79	0				0	0	79
	今田支所	11	17	28							11	17	28	11	17	28	0				0	0	28
	篠山口駅							6	4	10	6	4	10	6	4	10	0				0	0	10
計	160	189	349	27	19	46	6	4	10	193	212	405	193	212	405	0	16	0	0	16	16	421	
11/13 火	本庁	147	189	336	51	49	100				198	238	436	198	238	436			1		1	17	622
	城東支所	36	47	83							36	47	83	36	47	83	0				0	0	134
	多紀支所	22	12	34							22	12	34	22	12	34	0				0	0	57
	西紀支所	92	94	186							92	94	186	92	94	186	0				0	0	231
	丹南支所	86	114	200							86	114	200	86	114	200	0				0	0	279
	今田支所	30	52	82							30	52	82	30	52	82	0				0	0	110
	篠山口駅							36	29	65	36	29	65	36	29	65	0				0	0	75
計	413	508	921	51	49	100	36	29	65	500	586	1,086	493	586	1,079	0	0	1	0	1	17	1,508	
11/14 水	本庁	254	316	570	95	114	209				349	430	779	349	430	779		82			82	99	1,483
	城東支所	51	69	120							51	69	120	51	69	120	0				0	0	254
	多紀支所	37	54	91							37	54	91	37	54	91	0				0	0	148
	西紀支所	85	108	193							85	108	193	85	108	193	0				0	0	424
	丹南支所	141	215	356							141	215	356	141	215	356	0				0	0	635
	今田支所	51	53	104							51	53	104	51	53	104	0				0	0	214
	篠山口駅							61	60	121	61	60	121	61	60	121	0				0	0	196
計	619	815	1,434	95	114	209	61	60	121	775	989	1,764	775	989	1,764	0	82	0	0	82	99	3,354	
11/15 木	本庁	284	430	714	144	151	295				428	581	1,009	428	581	1,009		82	3		85	184	2,577
	城東支所	59	112	171							59	112	171	59	112	171	0				0	0	425
	多紀支所	43	51	94							43	51	94	43	51	94	0				0	0	242
	西紀支所	69	127	196							69	127	196	69	127	196	0				0	0	620
	丹南支所	207	276	483							207	276	483	207	276	483	0				0	0	1,118
	今田支所	36	54	90							36	54	90	36	54	90	0				0	0	304
	篠山口駅							66	62	128	66	62	128	66	62	128	0				0	0	324
計	698	1,050	1,748	144	151	295	66	62	128	908	1,263	2,171	908	1,263	2,171	0	82	3	0	85	184	5,610	
11/16 金	本庁	305	453	758	140	200	340				445	653	1,098	445	653	1,098		112			112	296	3,787
	城東支所	75	97	172							75	97	172	75	97	172	0				0	0	597
	多紀支所	19	41	60							19	41	60	19	41	60	0				0	0	302
	西紀支所	82	128	210							82	128	210	82	128	210	0				0	0	830
	丹南支所	167	251	418							167	251	418	167	251	418	0				0	0	1,536
	今田支所	46	54	100							46	54	100	46	54	100	0				0	0	404
	篠山口駅							66	70	136	66	70	136	66	70	136	0				0	0	460
計	694	1,024	1,718	140	200	340	66	70	136	900	1,294	2,194	900	1,294	2,194	0	112	0	0	112	296	7,916	
11/17 土	本庁	363	478	841	163	199	362				526	677	1,203	526	677	1,203		3	1		4	300	4,994
	城東支所	109	154	263							109	154	263	109	154	263	0				0	0	860
	多紀支所	53	71	124							53	71	124	53	71	124	0				0	0	426
	西紀支所	115	160	275							115	160	275	115	160	275	0				0	0	1,105
	丹南支所	269	393	662							269	393	662	269	393	662	0				0	0	2,198
	今田支所	80	89	169							80	89	169	80	89	169	0				0	0	573
	篠山口駅							75	88	163	75	88	163	75	88	163	0				0	0	623
計	989	1,345	2,334	163	199	362	75	88	163	1,227	1,632	2,859	1,227	1,632	2,859	0	3	1	0	4	300	10,779	

【市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票】

(8)投票所に使用した施設数

区分	市役所	支所	学校 幼稚園 こども園	公民館	体育館 (学校以外 のもの)	その他	計	借り上げ料 を要した投 票所数
期日前投票所	1	5	0	0	0	1	7	0
投票所	1	0	4	1	0	47	53	32

(9)投票管理者及び投票所事務従事者

区分	投票管理者				投票所事務従事者			
	投票 管理者	職務 代理者	臨時に職 務を管掌 した者	合計	選挙管理 委員会 の書記	市の職員	その他	合計
期日前投票所	19	10	0	29	0	64	23	87
投票所	53	53	0	106	0	169	21	190

(10)投票立会人

区分	投票所数	うち交替制を採 用した投票所数	投票立会人数	うち交替の対象 となった立会人 の数
期日前投票所	7	0	52	0
投票所	53	11	122	32

【市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票】

5. 開票

(1) 開票状況及び当選人、その他の候補者の得票数

市名を丹波篠山市に変更することについて 賛成・反対の別	確定
	22:56
賛成	13,646
反対	10,518
合 計	24,164

(2) 投票総数、有効投票及び無効投票数

投票総数(A) (B)+(C)	有 効 投票数 (B)	無 効 投票数 (C)	無 効 投票率(%) (C)/(A)	不受理 (D)	持ち帰り そ の 他 (E)	投票者総数 (A+D+E)
24,428	24,164	264	1.08	0	2	24,430

(3) 無効投票の内訳

所定の 投票用 紙を用 いない もの	○の記 号以外 の事項 を記載 した者	○の記 号のほ か、他 事を記 載した 者	○の記 号を自 書しな いもの	○の記 号を投 票用紙 の賛成 欄及び 反対欄 のいず れにも 記載し たもの	○の記 号を投 票用紙 の賛成 欄又は 反対欄 のいず れを記 載した か判別 し難い もの	○の記 号を投 票用紙 の賛成 欄又は 反対欄 のいず れにも 記載が ないも の	合計
0	52	30	0	8	16	158	264

(4)開票所に使用した施設数

区分	市役所	支所	学校 幼稚園	公民館	体育館 (学校以外 のもの)	その他	計	借り上げ料 を要した開 票所数
開票所	0	0	1	0	0	0	1	0

(5)開票管理者及び開票立会人

開票管理者				開票立会人		
開票管 理者	職 務 代理者	臨時に 職務を 管掌し た者	計	届け出 によるも の	選挙長 の選任 した者	計
1	0	0	1	1	2	3

(6)開票所事務従事者

選挙管 理委員 会の職 員	市の職 員	その他 の者	合計
4	71	0	75

(7)開票所要時間等

開票所	開 閉 時 刻		
	篠山中学校体育館 (篠山市東沢田224)	開始時刻	平成30年11月18日
	終了時刻	平成30年11月18日	午後10時56分

6. 広報関係

住民投票の お知らせ到着 日	配布までの所要日数			配布部数
	配達開始日	配達完了日	配達に要した 日数	
11月6日	11月10日	11月13日	4日間	17,520

※日本郵便株式会社による全戸配布

その他啓発物資

- ・のぼり 450枚 (各自治会へ配付、公共施設等設置)
- ・ポスター(A2 カラー) 2,000枚(各自治会配付、公共施設等に掲示)
- ・チラシ(A4 両面カラー) 40,000枚(全戸配付、街頭啓発時配付、公共施設等に配置)

【市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票】

篠山市住民投票条例

○篠山市住民投票条例

平成25年12月24日

条例第32号

改正 平成27年3月30日条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、篠山市自治基本条例（平成18年篠山市条例第32号）第27条第3項の規定に基づく住民投票の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市政の重要事項)

第2条 住民投票に付することができる市政の重要事項とは、市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市の機関の権限に属さない事項
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 特定の市民又は地域にのみ関係する事項
- (4) 市の組織、人事及び財務の事務に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと認められる事項

(住民投票の請求及び発議)

第3条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項に規定する選挙人名簿の登録が行われた日において本市の選挙人名簿に登録されている者は、市政の重要事項について、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して書面により住民投票の実施の請求（以下「住民請求」という。）をすることができる。

2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第6項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。

3 議会は、市政の重要事項について、議決により住民投票を発議し、市長に対して書面により住民投票の実施の請求（以下「議会請求」という。）をすることができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

4 市長は、市政の重要事項について、自ら住民投票の発議（以下「市長発議」という。）をすることができる。

(住民投票の実施等)

第4条 市長は、住民請求又は議会請求があったときは、住民投票の実施を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定をしたとき、又は市長発議をしたときは、直ちにそ

篠山市住民投票条例

の旨を告示するとともに、篠山市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に通知しなければならない。

（住民投票の形式）

第5条 第3条に規定する住民請求、議会請求及び市長発議（以下「住民請求等」という。）による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。

（住民投票の執行）

第6条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

（住民投票の期日）

第7条 選挙管理委員会は、第4条第2項の規定による通知があった日から起算して90日を超えない日の範囲内において、住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めるものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、兵庫県の議会の議員若しくは長の選挙又は篠山市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときは、当該投票日を変更することができる。

（投票資格者）

第8条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法第9条第2項に規定する篠山市の議会の議員及び長の選挙権を有する者であって、規則で定める投票資格者名簿に登録されているものとする。

（情報の提供）

第9条 選挙管理委員会は、第7条第2項の規定による告示の日から投票日の2日前までに、住民投票に関する必要な情報を投票資格者に対して提供するものとする。

（投票運動）

第10条 住民投票に関する運動は、買収、供応、脅迫等により市民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

（住民投票の成立要件等）

第11条 住民投票は、一の事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業を行わない。

【市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票】

篠山市住民投票条例

(投票結果の告示等)

第12条 選挙管理委員会は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、住民請求に係る住民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該住民請求に係る代表者に通知しなければならない。

3 市長は、議会請求に係る住民投票について、第1項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに議会の議長に通知しなければならない。

(住民請求等の制限期間)

第13条 この条例による住民投票が実施された場合には、その結果が告示された日から起算して2年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について住民請求等を行うことができない。

(投票及び開票)

第14条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに篠山市公職選挙執行規程（平成11年篠山市選挙管理委員会規程第2号）の規定の例による。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(条例の見直し)

2 市は、この条例の施行後4年を目途として、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成27年3月30日条例第8号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する

【市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票】

様式(投票用紙) 篠山市選挙管理委員会告示第18号(平成30年10月9日)

(篠山市住民投票条例施行規則第18条関係) (投票用紙様式)

		○をつける欄	<p>意)</p> <p>一 市名を丹波篠山市に変更することに賛成の人は賛成の欄に、反対の人は反対の欄に、○をつけてください。</p> <p>二 ○の記号以外は何も書かないでください。</p>
反 対	賛 成	選 挙 管 理 委 員 会 之 印	

- 備考 1 規格は、縦8.0センチメートル、横12.8センチメートルとする。
2 用紙の色又は印刷インクの色は、委員会が定める。

(篠山市住民投票条例施行規則第18条関係) 【点字用】

	<p>点字投票</p> <p>市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票</p> <p>山市選挙管理委員会之印</p>
--	---

意)

一 市名を丹波篠山市に変更することに賛成の人は、欄内に賛成と書いてください。
反対の人は、欄内に反対と書いてください。

二 他のことは書かないでください。

- 備考 1 規格は、縦8.0センチメートル、横12.8センチメートルとする。
2 用紙の色又は印刷インクの色は、委員会が定める。

【市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票】

様式(開票録) 篠山市選挙管理委員会告示第20号(平成30年11月10日)

住 民 投 票 開 票 録

年 月 日執行

(重要事項の名称)

(住民投票の名称)

1. 開票所開設場所	兵庫県篠山市								
2. 開票立会人	党 派	氏 名		参会又は選任時刻		辞職の時刻及び事由			
(1) 届け出による者				午前(後)	時	分	午前(後)	時	分
				午前(後)	時	分	午前(後)	時	分
(2) 選挙管理委員会が選任した者				午前(後)	時	分	午前(後)	時	分
				午前(後)	時	分	午前(後)	時	分
				午前(後)	時	分	午前(後)	時	分
				午前(後)	時	分	午前(後)	時	分
(3) 開票管理者が選任した者				午前(後)	時	分	午前(後)	時	分
				午前(後)	時	分	午前(後)	時	分
				午前(後)	時	分	午前(後)	時	分
3. 開票所開閉時刻	年 月 日 午前(後) 時 分開始				年 月 日 午前(後) 時 分閉鎖				
4. 投票の状況	投票当日有権者数 ①	投票者総数 ②		棄権者数 ①-②		確定投票率 ②/①×100			
						%			
5. 拒否の決定等を受けた投票	受 理	票		不受理	票				
6. 開 票 の 結 果 (1) 投 票 の 内 訳	投票総数 ④ (③+⑤)	票		有効投票⑥	票	無効投票率 ⑦/④ (注)	%		
				無効投票⑦	票	持ち帰り票	票		
(2) 有効投票の内訳	記号投票			票					
	点字投票			票					
(3) 無効投票の内訳	記号投票	所定の投票用紙を用いないもの	○の記号以外の事項を記載した者	○の記号のほか、他事を記載した者	○の記号を自書しないもの	○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの	○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したか判別し難いもの	○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれにも記載がないもの	
		点字投票	賛成又は反対以外の事項を記載したもの	賛成又は反対のほか、他事を記載したもの	賛成又は反対のいずれも記載したもの	賛成又は反対のいずれを記載したか判別し難いもの	単に記号、符号又は雑事を記載したもの	賛成又は反対のいずれも記載がないもの	

【市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票】

(4)点 字 投 票	有効投票	票	無効投票	票	計	票
7. 選 挙 の 結 果	選択肢	賛	成			票
		反	対			票
8. 選挙会事務従事者	総数	人	内	①篠山市選挙管理委員会書記		人
				②篠山市の職員		人
				③その他の者		人

年 月 日調製

開票管理者

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人

開票立会人

開票立会人

【市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票】

住民投票啓発チラシ(表)

住民投票啓発チラシ(裏)

住民投票は、市長選挙と同日実施です。

11月11日(日)に告示し、11月18日(日)に投票、開票を行います。

期日前投票 11月12日(月)～17日(土)

投票日に、仕事や旅行などの理由で投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

- 篠山市役所(午前8時30分～午後8時)
- 城東支所・多紀支所・西紀支所・丹南支所(四季の森生涯学習センター東館)・今田支所(午前8時30分～午後5時)
- JR篠山口駅(東口)(午後6時～午後8時)

●投票できる人

日本国籍を有し、平成12年11月19日以前に生まれた方で、平成30年8月10日以前に篠山市住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住所があり、投票資格者名簿に登録されている方です。

- 市外に転出された方は投票できません。
- 上記にかかわらず、公職選挙法第11条等の規定で選挙権を有しない方は、投票できません。

●投票の方法

- ①市名を丹波篠山市に変更することに賛成の人は賛成の欄(○をつける欄)に、反対の人は反対の欄(○をつける欄)に、○をつけてください。
- ②○の記号以外は何も書かないでください。白紙やほかのことを書くと無効になります。
- ③期日前投票、指定病院・施設(市外は申出のあった病院・施設)での不在者投票、郵便による不在者投票もできます。

投票用紙の見本

		○をつける欄	<p>(注) 二 ○の記号以外は何も書かないでください。</p> <p>意) 一 市名を丹波篠山市に変更することに賛成の人は賛成の欄に、反対の人は反対の欄に、○をつけてください。</p> <p>市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票</p> <p style="text-align: right;">篠山市選挙管理委員会之印</p>
反 対	賛 成	みほん	

お問合せ先

篠山市選挙管理委員会

〒669-2397 篠山市北新町41
TEL: 079-552-5116 FAX: 079-552-8889

住民投票のお知らせ(表)

住民投票のお知らせ

市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う 住民投票

この住民投票は、篠山市住民投票条例(平成25年篠山市条例第32号)に基づき、「市名を丹波篠山市に変更することについて」の賛否を問うものです。投票用紙の賛成欄又は反対欄から一つを選択し、所定の欄に○の記号を記載する方法で、市民の皆さんの意思を確認します。

選択肢

市名を丹波篠山市に変更することに

賛成 ← → 反対

投票日

平成30年11月18日(日)

午前7時～午後8時

※住民投票は、市長選挙と同日実施です。11月11日(日)に告示し、11月18日(日)に投票、開票を行います。

●投票できる人

日本国籍を有し、平成12年11月19日以前に生まれた方で、平成30年8月10日以前に篠山市住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住所があり、投票資格者名簿に登録されている方です。

- 市外に転出された方は投票できません。
- 上記にかかわらず、公職選挙法第11条等の規定で選挙権を有しない方は、投票できません。

●投票の方法

- ①市名を丹波篠山市に変更することに賛成の人は賛成の欄(○をつける欄)に、反対の人は反対の欄(○をつける欄)に、○をつけてください。
- ②○の記号以外は何も書かないでください。
×や文字など○以外のことを書いた場合や白紙は無効になります。また、一方に○、他の一方に×を書いた場合も無効になります。
- ③期日前投票、特定病院・施設(市外は申出のあった病院・施設)での不在者投票、郵便による不在者投票もできます。

※選挙と同日実施の場合、公職選挙法第58条の規定により、住民投票のみを目的とした投票所への入場はできませんのでご注意ください。

投票運動に関するお知らせ

住民投票に関する投票運動は原則として自由となりますが、今回の住民投票は、篠山市長選挙と同日の投票となることから、公職選挙法の規定により、団体が行う場合は規制がありますのでご注意ください。
ご不明な点は、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

投票用紙の見本

○をつける欄		みほん	賛成	反対
はん	賛			
対	成			

市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票

篠山市選挙管理委員会印

期日前投票のお知らせ

投票日に、仕事や旅行などの理由で投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

- 期間 平成30年11月12日(月)～17日(土)
- 場所
 - 篠山市役所(午前8時30分～午後8時)
 - 城東支所、多紀支所、西紀支所、丹南支所(四季の森生涯学習センター東館)、今田支所(午前8時30分～午後5時)
 - JR篠山駅(東口)(午後6時～午後8時)

住民投票のお知らせ(裏)

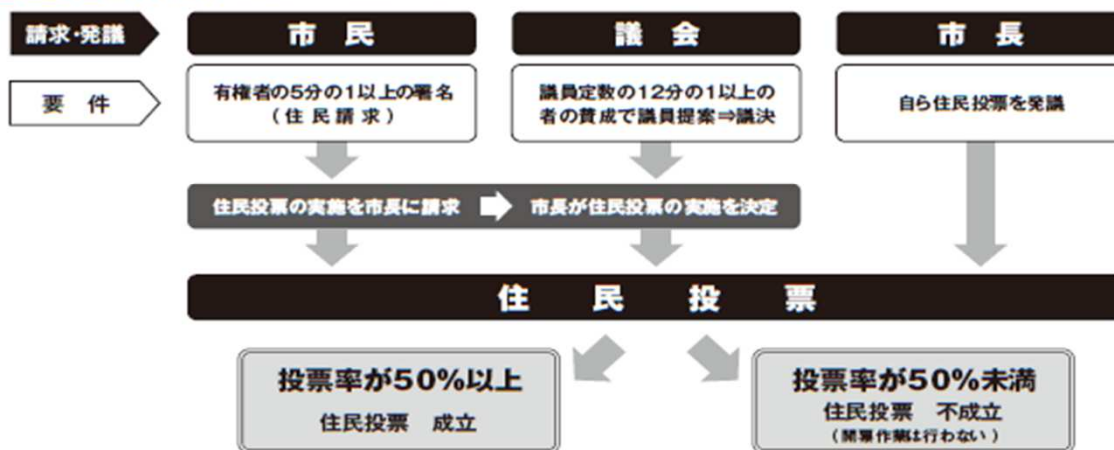
★ 市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票 ★

篠山市では、平成29年2月に3団体から市名変更を求める要望書が提出されたことを契機に、市名変更についての議論が再起し、同年12月には、篠山市議会に特別委員会が設置され市名変更並びに地域ブランド振興調査が行われるなど、広く議論されてきました。そして、市は、本年8月、これまでの議論や調査をもとに、市名を「丹波篠山市」に変更する方針を明らかにしました。また、同じ8月には、市名変更についての賛否を問う住民投票の実施を求める市民団体において、住民投票の実施に必要な署名を集める活動が始まりました。

そして、10月5日に、提出された署名は住民請求に必要な有権者の5分の1以上の有効署名があることが証明されたことから、市長は篠山市住民投票条例に基づき、「市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票」の実施を決定しました。

住民投票実施請求書 請求の要旨		■住民請求の経過 (本請求に至るまで)	
<p>篠山市は、「極めて大切なことは、市長、議会だけで決めるのではなく、市民の声を聞くことは、必要なことというか、当たり前のこと」という考えのもと、住民投票条例が制定されています。</p> <p>この条例を制定している自治体は少数で、篠山市は市民の意見を尊重するまちならぬと誇れる条例だと思っています。</p> <p>特に、今、議論となっている市名変更問題は、現在だけでなく、将来にわたって市民全員に直接関係する大切な問題ですので、住民投票条例の趣旨に沿って住民投票により市民に変更の賛否を問うべきと考えます。</p> <p>住民投票は、市民が市名の決定過程に直接参加することが出来、市民各自が自己の責任で選択し、市名に特別な思いを抱くことができるようになると思えます。</p> <p>これが私たちの言う名付け親になるということです。</p> <p>みんなが直接関わることで、市名、ひいては市をより磨き上げ、発展させようという意欲や活力の源になると確信しています。</p> <p>住民投票の結果がいずれになろうとも、直接自分たちが参加して、民主主義の原則である多数決で決定したことなら誰もが素直に納得できます。住民投票の実施は、賛成、反対の垣根を取り払い、市民の間ほころを残さない最善の方法だと考え、住民投票の実施を求めます。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年8月9日 請求代表者 小寺恵美 (敬称略))</p>		<p>平成30年</p> <p>8月 9日 代表者証明書の交付申請</p> <p>8月 9日 代表者証明書の交付・告示</p> <p>8月 9日～ 9月 9日 署名収集</p> <p>9月 14日 署名簿の提出</p> <p>9月 14日～ 27日 署名の審査 (有権者の1/5(7,066))</p> <p>9月 28日～ 10月 4日 署名簿の総覧</p> <p>10月 5日 有効署名数の告示・署名簿の返付 (有効署名数10,271)</p> <p>10月 5日 住民投票の請求 住民投票の実施決定</p>	

■住民投票の流れ (篠山市住民投票条例より)



※ 今回の「市名を丹波篠山市に変更することについての賛否を問う住民投票」は、住民請求として有権者の1/5(7,066)以上の署名(10,271)をもって、請求代表者から市長に住民投票の実施が請求されたことに伴う住民投票です。

○篠山市自治基本条例(平成18年篠山市条例第32号)
(住民投票)
第27条 市は、市政の重要事項について、市民の意思に沿ったまちづくりを推進するため、住民投票を実施することができる。

- 市民、議会、市長及び職員は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 請求、免議、投票資格及びその市の住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。

発行者 篠山市選挙管理委員会
〒669-2397 篠山市北新町4-1
TEL: 079-552-5116 FAX: 079-552-8889

この住民投票のお知らせは、篠山市住民投票条例に基づき住民投票に関する情報の提供です。